（別表１）　　申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（令和４年４月１日作成）

法　令　名	ＰＴＡ・青少年教育団体共済法
根拠条項	第３条
許認可等の種類	共済事業の認可
法令の定め	第３条　ＰＴＡであって一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの若しくは青少年教育団体であって一般社団法人、一般財団法人若しくは特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人（以下「一般社団法人等」という。）であるもの又は児童生徒等若しくは青少年の健康の保持増進に関する事業を行うことを目的とする一般社団法人等であってＰＴＡ若しくは青少年教育団体（以下「ＰＴＡ等」という。）と人的関係若しくは財産の拠出に係る関係において密接な関係を有するものとして文部科学省令で定めるもの（以下「特定関係団体」という。）は、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができる。
審査基準	
標準処理期間	総　期　間　　20　日~~・月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　日・月　（　　）
処分担当課	（電話番号：　　）
申　請　先	北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課社会教育指導係 （電話番号：011-231-4111（内線）35-516）
問い合わせ先	同上　（電話番号：　　）
備　考	http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sgg/shitei/shinsakizyunichiran.htm